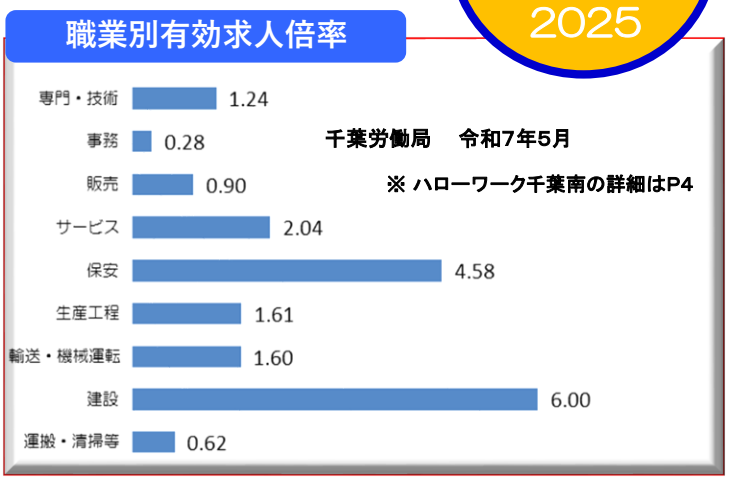
Hello Work Chibaminami information

月刊 ハローワークちばみなみ

7
2025

Contents

1 ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント P1
2 女性活躍の更なる推進に向けた改正ポイント P2
3 「シニア向け就職説明・面接会」のお知らせ P3
4 有効求人倍率、求人・求職の推移 P3
5 賃金情報（バランスシート） P4



1 ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

● **カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止**するために、雇用管理上必要な措置を講じることが**事業主の義務**となります！

（施行日：公布後１年６か月以内の政令で定める日）

カスタマーハラスメント対策の義務化

● カスタマーハラスメントとは、以下の**３つの要素をすべて満たすもの**です。

①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。

● 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。

・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
・相談体制の整備・周知
・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置

※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

● 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

● 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。

・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
・相談体制の整備・周知
・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）

☆ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等（カスタマーハラスメントのみ）の責務も明確化します。

2 女性活躍の更なる推進に向けた改正ポイント

- 令和８年（2026年）３月31日までとなっていた女性活躍推進法の有効期限が、**令和18年（2036年）３月31日までに延長**されました。
- **従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務**となります。（施行日：令和８年４月１日）
- **プラチナえるぼし認定の要件が追加**されます。（施行日：公布後１年６か月以内の政令で定める日）

情報公表の必須項目の拡大

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	**男女間賃金差異**に加えて、**２項目以上**を公表	**男女間賃金差異**及び**女性管理職比率**に加えて、**２項目以上**を公表
101人～300人	**１項目以上**を公表	**男女間賃金差異**及び**女性管理職比率**に加えて、**１項目以上**を公表

※　従業員数301人以上の企業は、①「職業生活に関する機会の提供に関する実績」から１項目以上、②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績」から１項目以上の、計２項目以上を公表することと、従業員数101人以上の企業は、①及び②の全体から１項目以上を公表することとされています。

①「職業生活に関する機会の提供に関する実績」

・採用した労働者に占める女性労働者の割合
・男女別の採用における競争倍率
・労働者に占める女性労働者の割合
・係長級にある者に占める女性労働者の割合
・役員に占める女性の割合
・男女別の職種または雇用形態の転換実績
・男女別の再雇用または中途採用の実績

・管理職に占める女性労働者の割合➡**公表義務化**

②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績」

・男女の平均継続勤務年数の差異
・10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
・男女別の育児休業取得率
・労働者の一月当たりの平均残業時間
・雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
・有給休暇取得率
・雇用管理区分ごとの有給休暇取得率

プラチナえるぼし認定の要件追加

- プラチナえるぼし認定の要件に、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加します。

※　現在、プラチナえるぼし認定を受けている企業も、認定を維持するために、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表することが要件となりますが、今後の省令等の整備において、一定の猶予を設ける予定です。

☆　このほか、女性の健康上の特性による健康課題（月経、更年期等に伴う就業上の課題）に関して、職場の理解増進や配慮等がなされるよう、今後企業の取組例を示し、事業主による積極的な取組を促していくこととしています。

お問い合わせ先：千葉労働局雇用環境・均等室　　TEL：043-221-2307

3 「シニア向け就職説明・面接会ｉｎいちはら」を開催します

９月２２日（月）に、市原市他との共催により市原市市民会館において、シニアを対象に、「就職支援セミナー」及び「地元企業説明・面接会」を昨年度に引き続き開催します。

急速な少子高齢化が進行する中で、人材不足の課題を抱える市内事業者の雇用促進を図るとともに、働く意欲のある高齢者が活躍できる就労機会の拡大を目的とするものです。

当日の面接会は、市原市内に就業場所が所在し、シニア層の採用を計画している事業所が参加予定です。

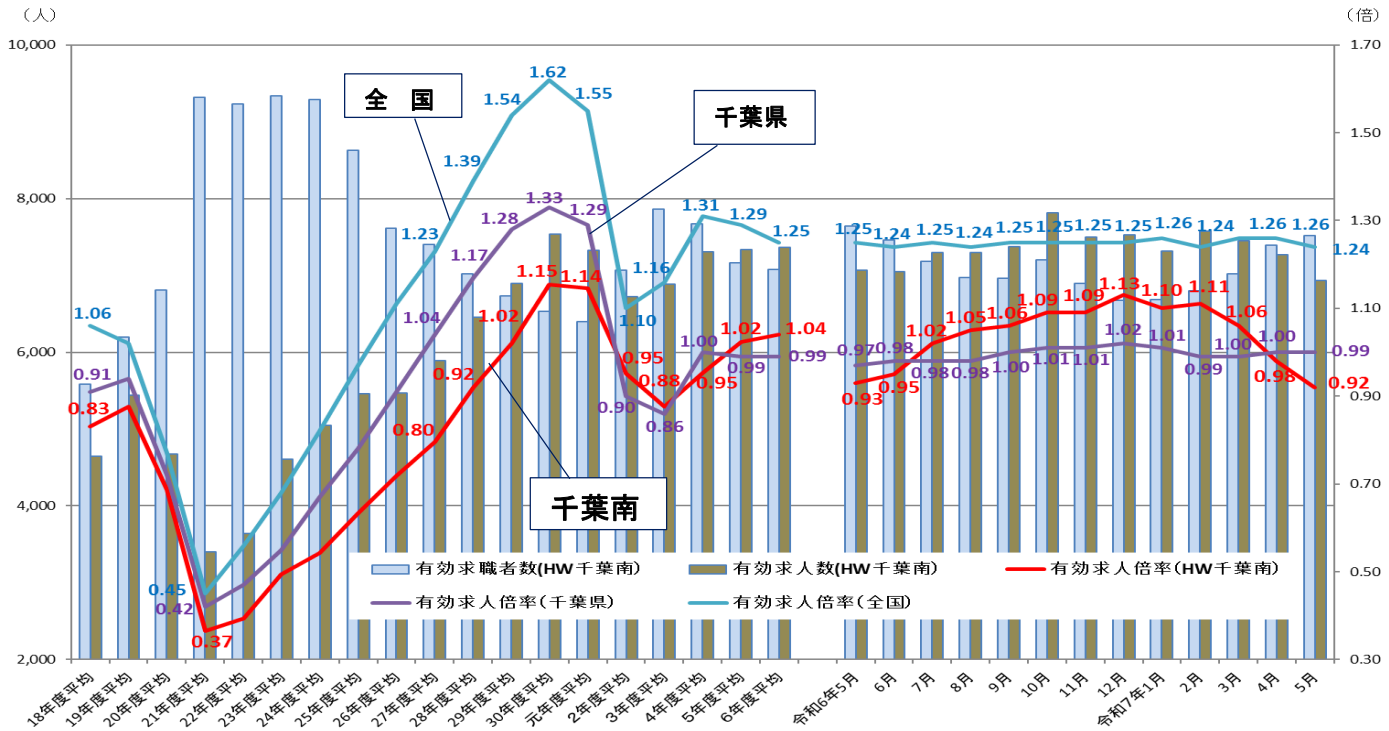


昨年度の面接会の様子

参加ご希望の方は、当ハローワーク千葉南　職業相談部門までお問い合わせください。

☎　０４３－３００－８６０９（部門コード４１＃）　　※予約制です。

4 有効求人倍率、求人・求職の推移



（注）1. 月別の数値は季節調整値である。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれる。

■求人・求職の動向

ハローワーク千葉南の令和７年５月の有効求人数は前年同月比1.9%減少、有効求職者数は同1.5%減少しました。有効求人倍率は0.92倍で、前年同月比0.01ポイント低下、前月比では0.06ポイント低下しました。新規求人数は前年同月比5.2%減少、新規求職者数は同2.0%減少しました。なお、全国の有効求人倍率は1.24倍、千葉県は1.00倍でした。

5 賃金情報（バランスシート）

職種別求人・求職・賃金バランスシート

ハローワーク千葉南
2025年05月

常用的フルタイム			常用的フルタイム（月額：円）			職種	常用的パートタイム			常用的パートタイム（時間：円）		
有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限	新規求人賃金 下限	求職希望賃金		有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限	新規求人賃金 下限	求職希望賃金
4,339	**4,441**	**0.98**	**313,667**	**229,909**	**240,290**	**職業計**	**2,235**	**3,057**	**0.73**	**1,435**	**1,254**	**1,190**
10	**38**	**0.26**	**333,333**	**230,000**	**305,000**	**A管理的職業従事者**	**0**	**4**	**－**	**0**	**0**	**0**
0	1	－	0	0	0	01管理的公務員	0	1	－	0	0	0
0	3	－	0	0	0	02法人・団体役員	0	0	－	0	0	0
8	23	0.35	350,000	230,000	375,000	03法人・団体管理職員	0	1	－	0	0	0
2	11	0.18	300,000	230,000	235,000	04その他の管理的職業従事者	0	2	－	0	0	0
852	**630**	**1.35**	**348,459**	**248,328**	**265,000**	**B専門的・技術的職業従事者**	**334**	**299**	**1.12**	**1,661**	**1,485**	**1,464**
2	5	0.40	302,000	252,000	0	05研究者	0	4	－	0	0	0
0	1	－	0	0	250,000	06農林水産技術者	0	1	－	0	0	0
22	20	1.10	419,667	264,000	270,000	07製造技術者（開発）	0	10	－	0	0	1,250
12	55	0.22	480,350	193,300	240,000	08製造技術者（開発を除く）	0	11	－	0	0	1,200
197	45	4.38	428,483	250,726	300,000	09建築・土木・測量技術者	3	14	0.21	1,367	1,159	1,538
35	104	0.34	0	0	307,895	10情報処理・通信技術者	0	16	－	0	0	1,500
8	6	1.33	295,000	223,500	250,000	11その他の技術者	3	5	0.60	1,200	1,200	0
9	5	1.80	369,000	283,000	350,000	12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	6	13	0.46	0	0	1,900
166	85	1.95	324,459	259,847	281,765	13保健師，助産師，看護師	113	68	1.66	1,881	1,614	1,572
61	31	1.97	320,848	252,869	334,000	14医療技術者	40	12	3.33	2,152	1,959	1,350
24	27	0.89	232,367	205,700	241,667	15その他の保健医療従事者	12	6	2.00	1,311	1,211	1,150
294	95	3.09	307,933	240,730	223,158	16社会福祉専門職業従事者	128	74	1.73	1,307	1,209	1,300
0	1	－	0	0	0	17法務従事者	1	0	－	0	0	0
1	7	0.14	280,000	200,000	500,000	18経営・金融・保険専門職業従事者	0	5	－	0	0	0
10	17	0.59	0	0	245,000	19教員	23	14	1.64	1,792	1,550	2,125
0	0	－	0	0	0	20宗教家	0	0	－	0	0	0
0	6	－	0	0	250,000	21著述家，記者，編集者	0	3	－	0	0	0
3	60	0.05	0	0	210,000	22美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者	2	15	0.13	0	0	1,026
0	1	－	0	0	0	23音楽家，舞台芸術家	0	0	－	0	0	0
8	59	0.14	367,500	257,500	206,000	24その他の専門的職業従事者	3	28	0.11	0	0	1,163
299	**1,295**	**0.23**	**265,437**	**209,874**	**224,293**	**C事務従事者**	**174**	**823**	**0.21**	**1,286**	**1,173**	**1,165**
181	1,102	0.16	243,346	201,386	220,536	25一般事務従事者	108	702	0.15	1,273	1,180	1,153
33	80	0.41	283,206	230,482	236,875	26会計事務従事者	12	50	0.24	1,358	1,164	1,211
27	26	1.04	369,438	236,975	232,500	27生産関連事務従事者	4	16	0.25	0	0	1,293
16	52	0.31	235,000	196,500	251,000	28営業・販売事務従事者	5	17	0.29	0	0	1,210
0	0	－	0	0	0	29外勤事務従事者	0	0	－	0	0	0
41	8	5.13	288,612	209,706	300,000	30運輸・郵便事務従事者	1	5	0.20	1,080	1,080	0
1	27	0.04	0	0	233,333	31事務用機器操作の職業	44	33	1.33	1,338	1,163	1,267
252	**222**	**1.14**	**313,052**	**207,440**	**264,444**	**D販売従事者**	**52**	**123**	**0.42**	**1,145**	**1,090**	**1,121**
110	113	0.97	320,768	193,938	228,000	32商品販売従事者	46	113	0.41	1,126	1,092	1,105
1	3	0.33	0	0	0	33販売類似職業従事者	1	0	－	0	0	0
141	106	1.33	299,164	231,744	310,000	34営業職業従事者	5	10	0.50	1,300	1,076	1,300
558	**344**	**1.62**	**250,340**	**214,480**	**229,500**	**Eサービス職業従事者**	**878**	**320**	**2.74**	**1,465**	**1,197**	**1,157**
0	0	－	0	0	0	35家庭生活支援サービス職業従事者	6	0	－	2,700	1,300	0
375	101	3.71	257,540	217,395	237,826	36介護サービス職業従事者	562	90	6.24	1,636	1,242	1,246
66	23	2.87	205,587	189,368	232,500	37保健医療サービス職業従事者	53	12	4.42	1,358	1,142	1,138
11	29	0.38	300,000	220,000	225,000	38生活衛生サービス職業従事者	18	13	1.38	1,292	1,109	1,191
28	73	0.38	254,819	210,111	239,375	39飲食物調理従事者	103	96	1.07	1,169	1,119	1,100
39	52	0.75	240,014	213,312	208,333	40接客・給仕職業従事者	95	45	2.11	1,224	1,169	1,160
4	18	0.22	226,300	226,300	190,000	41居住施設・ビル等管理人	1	17	0.06	1,200	1,200	1,116
35	48	0.73	298,550	262,000	200,000	42その他のサービス職業従事者	40	47	0.85	1,208	1,184	1,136
128	**48**	**2.67**	**244,387**	**205,924**	**195,000**	**F保安職業従事者**	**158**	**42**	**3.76**	**1,348**	**1,182**	**1,147**
0	0	－	0	0	0	43自衛官	0	0	－	0	0	0
0	0	－	0	0	0	44司法警察職員	0	0	－	0	0	0
128	48	2.67	244,387	205,924	195,000	45その他の保安職業従事者	158	42	3.76	1,348	1,182	1,147
8	**31**	**0.26**	**298,500**	**179,100**	**197,500**	**G農林漁業従事者**	**17**	**32**	**0.53**	**1,514**	**1,155**	**1,073**
8	29	0.28	298,500	179,100	197,143	46農業従事者	17	30	0.57	1,514	1,155	1,073
0	2	－	0	0	200,000	47林業従事者	0	2	－	0	0	0
0	0	－	0	0	0	48漁業従事者	0	0	－	0	0	0
707	**261**	**2.71**	**337,868**	**223,918**	**244,722**	**H生産工程従事者**	**69**	**76**	**0.91**	**1,159**	**1,117**	**1,202**
12	10	1.20	385,000	270,000	0	49生産設備制御・監視従事者（金属製品）	0	0	－	0	0	0
75	13	5.77	292,971	210,862	200,000	50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	1	3	0.33	0	0	1,200
0	5	－	0	0	350,000	51機械組立設備制御・監視従事者	0	2	－	0	0	1,080
147	39	3.77	350,767	228,126	258,333	52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	19	5	3.80	0	0	1,150
88	57	1.54	299,506	204,710	257,143	53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	27	34	0.79	1,200	1,200	1,095
42	31	1.35	339,667	229,800	200,000	54機械組立従事者	1	7	0.14	1,200	1,076	1,088
254	37	6.86	347,935	224,543	241,667	55機械整備・修理従事者	16	9	1.78	0	0	1,250
20	7	2.86	389,633	286,867	250,000	56製品検査従事者（金属製品）	0	2	－	0	0	1,200
14	11	1.27	224,862	220,788	325,000	57製品検査従事者（金属製品を除く）	3	5	0.60	1,076	1,076	1,367
1	3	0.33	0	0	0	58機械検査従事者	0	1	－	0	0	0
54	48	1.13	338,500	217,500	215,714	59生産関連・生産類似作業従事者	2	8	0.25	0	0	1,400
422	**225**	**1.88**	**292,376**	**242,903**	**251,081**	**I輸送・機械運転従事者**	**217**	**87**	**2.49**	**1,320**	**1,247**	**1,188**
0	1	－	0	0	0	60鉄道運転従事者	0	0	－	0	0	0
317	104	3.05	301,516	249,830	280,000	61自動車運転従事者	211	58	3.64	1,324	1,249	1,204
0	0	－	0	0	0	62船舶・航空機運転従事者	0	0	－	0	0	0
61	60	1.02	222,979	202,979	235,789	63その他の輸送従事者	0	11	－	0	0	1,200
44	60	0.73	300,865	241,948	247,143	64定置・建設機械運転従事者	6	18	0.33	1,200	1,200	1,154
800	**95**	**8.42**	**381,675**	**255,463**	**236,111**	**J建設・採掘従事者**	**18**	**17**	**1.06**	**2,009**	**1,795**	**1,092**
157	14	11.21	415,660	254,030	250,000	65建設躯体工事従事者	0	1	－	0	0	1,100
256	30	8.53	370,070	268,268	260,000	66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	14	7	2.00	2,009	1,795	1,076
159	18	8.83	364,042	243,662	237,500	67電気工事従事者	2	4	0.50	0	0	1,100
228	33	6.91	398,862	249,090	214,286	68土木作業従事者	2	5	0.40	0	0	0
0	0	－	0	0	0	69採掘従事者	0	0	－	0	0	0
303	**526**	**0.58**	**273,327**	**228,260**	**216,582**	**K運搬・清掃・包装等従事者**	**318**	**652**	**0.49**	**1,184**	**1,130**	**1,100**
168	182	0.92	294,909	237,272	242,500	70運搬従事者	34	67	0.51	1,222	1,169	1,190
45	69	0.65	259,638	224,950	173,333	71清掃従事者	87	178	0.49	1,148	1,103	1,057
15	7	2.14	221,500	221,500	0	72包装従事者	52	25	2.08	1,076	1,076	1,100
75	268	0.28	245,006	211,533	211,282	73その他の運搬・清掃・包装等従事者	145	382	0.38	1,216	1,151	1,114

✤求人賃金は当月中に新たに受付けた求人の所定内賃金の上限・下限の平均値。 数値は常用（新規学卒、臨時・季節を除く）。
✤求職希望賃金は当月中に新たに受付けた求職の最低希望賃金（税込み）の平均値。